

アマチュアスポーツ大会主催者支援補助金交付要綱

令和8年3月31日
スポーツ局長決裁

(通則)

第1条 アマチュアスポーツ大会主催者支援補助金（以下「補助金」という）の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、大和ハウス プレミストドームにおいてアマチュアスポーツ大会（以下「アマチュア大会」という。）を開催する主催者（以下「主催者」という）に対して支援を行うことにより、市民が施設を利用する機会を創出し、本市のスポーツの普及・振興に寄与することを目的とする。

(用語の規定)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用料金 札幌ドーム条例（平成11年条例第36号）第10条第1項の規定に基づく、札幌ドームの利用に係る料金をいう。
- (2) 年度 4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、大和ハウス プレミストドームで開催する全市全道規模のアマチュア大会であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 予選等を含めた当該大会の中で、札幌市民又は札幌市内に活動拠点を置くチームが参加していること。
- (2) 札幌市内全域、道内各地域又はそれ以上の広域を対象に広く参加者を募集する大会、またはこれらの地域を代表する参加者が参加する大会であること。
- (3) 広く一般に開放された大会であり、特定の学校、企業等の関係者のみによる交流、練習等を主たる目的とするものでないこと。

(補助対象者)

第5条 この要綱に基づき補助を受けることができる者は、前条に規定するアマチュア大会を開催する主催者であって、次の各号の要件を満たしている者とする。

- (1) 札幌市税の滞納がないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員）が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。
- (4) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認める事由がないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる利用料金とする。ただし、大会の本番開催日に係る利用料金に限るものとする。

- (1) クローズドアリーナ（スタンドを含む。）の利用料金
- (2) 次のアからカまでに掲げる有料施設（備付物件を含む。以下同じ。）のうち、アマチュア大会の開催にあたり利用が必要な有料施設の利用料金。ただし、イ及びエについては、得点の表示に使用する場合に限る。
 - ア 地下2階諸室（対象諸室は別表のとおり）
 - イ 大型映像装置（1面に限る。）
 - ウ アリーナ放送設備
 - エ サブスコアボード
 - オ アに示す諸室に備え付けている椅子、長机等
 - カ アマチュア大会の運営に利用する椅子、長机等及びアマチュア大会の競技種目の競技用備付物件

（補助金の交付額等）

第7条 この要綱に基づく補助金の交付は、予算の範囲内において行う。

- 2 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とする。ただし、1日あたりの上限額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含め9,156,000円とする。
- 3 前項の規定に関わらず、前条第1号に掲げる経費については、1日につき8,415,000円（税込）を上限とする。

（消費税等の扱い）

第8条 補助対象経費には消費税等を含めないものとする。ただし、次の各号に掲げる主催者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めることができる。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人
- (5) 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う者
- (6) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始日の1か月前までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 交付申請書(様式1)
- (2) 利用料金明細(様式2)
- (3) 利用承認書(写)
- (4) 誓約書(様式3)
- (5) 口座振替申出書(様式4)又は補助金受領に関する委任状(様式5)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式6)又は補助金不交付決定通知書(様式7)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

(概算払)

第12条 市長は、必要があると認めたときは、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合において、概算払いにより交付できる額は第10条に規定する補助金決定通知書に記載された交付決定額を上限とする。

- 2 前項の規定により、概算払いによる補助金の交付を受けようとする者は、概算払交付請求書(様式8)により、第10条に規定する補助金決定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

(実績の報告)

第13条 交付対象者は、補助対象事業となった大会が完了した日から60日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度末のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（様式9）
- (2) 精算書（写）
- (3) 概算払精算書（様式10）※概算払を受けた場合に限る。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業内容の確認に必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式11）により主催者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第15条 市長は前条の規定による補助金の額の確定後、第9条第5号の規定に基づき届け出られた口座へ補助金を支払うものとする。ただし、同号の規定に基づき委任状が提出されている場合は、当該委任に基づき、施設管理者に支払うものとする。

（補助金の返納）

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、交付すべき補助金の額を精査し、その額が既に交付した概算払の額を下回るときは、交付対象者に対し、期限を定めてその差額の返納を命ずるものとする。

- 2 前項の返納期限は、市長が返納を命じた日から30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき
- (2) 本要綱又は通知書に付した条件に違反したとき
- (3) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不
適当と認められる法令違反などがあることが判明したとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付決定の取消しをした場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めのない事項は、スポーツ局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

諸室名	面積 (㎡)
控室(A)	32.13
サブロッカールームR	129.18
サブロッカーシャワー室R	14.69
監督・コーチ室R	34.22
メインロッカールームR	203.74
メインロッカーシャワー室R	45.70
ラウンジR	86.10
医務室	54.99
主催者室／運営係員室	23.13
ホームフロント室／審判員室	43.93
シャワー室 (6)	13.63
試合管理人室／マッチコミッショナー控室	11.46
グラウンドキーパー室／インスペクター控室	11.32
ミラールームR	44.58
ブルペンR	390.70
控室(B)	18.91
サブロッカールームL	129.18
サブロッカーシャワー室L	14.69
監督・コーチ室L	34.22
メインロッカールームL(特別室)	203.74
メインロッカーシャワー室L	45.70
ラウンジL	86.10
ドーピング検査室	61.34
審判員控室／関係者控室	23.13
審判員室／運営本部	43.93

シャワー室 (5)	16.43
-----------	-------

諸室名	面積 (㎡)
放送室	11.46
ビジターフロント室／アウェイフロント室	11.32
予備室 (1)	8.16
予備室 (2)	8.39
予備室 (3)	12.50
ミラールームL	44.58
ブルペンL	390.70
多目的室 (2)	79.63
多目的室 (3)	41.35
多目的室 (4)	29.55
多目的室 (5)	29.55
外野側イベント控室 (1)	99.00
外野側イベント控室 (2)	32.75
外野側イベント控室 (3)	31.63
控室 (C)	27.80
控室 (D)	19.10
控室 (E)	39.10
控室 (F) (応接)	26.40
控室 (G)	40.40
控室 (H)	26.50
控室 (I)	14.30